

西宮市空き店舗整備活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き店舗の利用を通じて商業の振興と活性化を図り、もって地域経済の発展に資するため、市内の空き店舗を活用して事業活動を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則 第81号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 商店街区

商業の連続性が認められる程度に近接した区域のうち、市長が認めるもの。

(2) 空き店舗

一般に募集後3ヶ月以上継続して空いている状態(店舗を新築した場合及び物件を改装し店舗とした場合は、完成後3ヶ月以上継続して空いている状態)の店舗で大型ショッピングモール等の商業目的のビル内の店舗でないもの。

(3) 商店街等組合

商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法に規定する商店街の事業協同組合及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人として設立された商店街団体、並びに前述の商店街に準ずる任意の商店街団体等の組合。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす商業・サービス業を営む事業者および団体で、当該年度内に実績報告を行えるものとする。

(1) 過去に本事業の補助金を利用していないこと。

(2) 納期が到来している市税を完納していること。

(3) (社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟している事業者でないこと。

(4) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること(個人事業主含む)

(5) 開業に際して法律に基づく許認可等(資格を含む)が必要な場合は、その許認可等を有し、又はその取得が確実であるものであること。

(6) 代表者もしくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

(7) 代表者および役員、ならびに業務に従事する者が指定暴力団の構成員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のとおりとし、補助対象経費、補助率、限度額は別表のとおりとする。

(1) 空き店舗整備事業

市内の商店街区に所有する店舗兼住宅を改装し、新たに店舗として貸し出す事業で、次の各号に掲げる事項を満たすもの。

- ア 店舗兼住宅を自ら所有していること。
- イ 現に営業を行っていないこと。
- ウ 整備完了後に速やかに貸出情報を公開するもの。ただし、3親等以内の近親者を除く新規出店者に遅滞なく貸借する場合は除く。

(2) 空き店舗活用事業（改装工事費補助）

市内の商店街区に位置する空き店舗に出店し、営業を開始する事業で、次の各号に掲げる事項を満たすもの。

- ア 信用保証協会の保証対象となる業種であり、小売業、飲食業、サービス業等の不特定多数の消費者を対象に営業活動するもの。
- イ 市内に主たる事務所を有する者より見積もりを徴し、発注すること。
- ウ 商店街等組合の同意を得ること。
- エ 空き店舗で営業を開始してから2年以上継続して営業することが見込まれること。
- オ 週5日程度の営業を行うこと。
- カ 空き店舗の所有者が3親等以内の近親者でないこと。
- キ 同一商店街区内の既存店舗からの移転でないもの。

(3) 空き店舗活用事業（店舗等賃借料補助）

市内の空き店舗に出店して開始する事業で、次の各号に掲げる事項を満たすもの。

- ア 信用保証協会の保証対象となる業種であること。
- イ 西宮市の主催する起業塾や飲食店開業セミナー等の「認定特定創業支援等事業」を修了したこと。
- ウ 商店街区に出店する場合は商店街等組合の同意を得ること。
- エ 空き店舗で営業を開始してから2年以上継続して営業することが見込まれること。
- オ 週5日程度の営業を行うこと。
- カ 空き店舗の所有者が3親等以内の近親者でないこと。
- キ 同一商店街区内の既存店舗からの移転でないもの。

(補助対象外事業)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除くものとする。

(1) この補助金の交付決定前に着手しているもの

- (2) 関係する法令に違反するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (6) その他市長が不適当と認める営業を行っているもの

(交付申請)

第 6 条 改装工事費の補助を受けようとする者は改装工事契約前に、店舗等賃借料の補助を受けようとする者は店舗賃貸借契約前に補助金等交付申請書に必要な次の各号の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の見積書の写し
- (4) 施工前の写真
- (5) 当該店舗の位置図・見取図
- (6) 店舗所在地区を管轄する商店街等組合代表者の同意書（市内商店街区内の空き店舗に出店する場合のみ）
- (7) 対象建物の不動産登記簿謄本（空き店舗整備事業のみ）
- (8) 納期の到来している市税について完納していることを証する書類
- (9) 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書（空き店舗活用事業のうち、賃借料の補助を受けようとする場合のみ）

(ヒアリング)

第 7 条 市長は、前条に定める申請があったときは申請者にヒアリングを行い、補助金交付の可否を審査する。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後（補助事業等が年度途中で完了したときは当該完了後）60日以内に、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証の写し等、支払いを確認できる書類
- (4) 施工後の写真
- (5) 店舗の貸出開始を証する書類（空き店舗整備事業のみ）

(その他)

第9条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
空き店舗整備事業	店舗兼住宅の店舗部分を新たに店舗として貸し出すために行う改装工事費	補助対象経費の1/2以内。	20万円
空き店舗活用事業 (改装工事費補助)	店舗の改装にかかる工事費（内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気工事等）。	補助対象経費の1/2以内。 ※ひょうご産業活性化センターの新規出店・開業支援事業助成金および商店街事業継承支援事業助成金を併用する場合は1/3以内。	50万円
空き店舗活用事業 (店舗等賃借料補助)	店舗等賃借料。		24万円

備 考

- ・補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- ・経常的維持補修等、事業者の責において負担すべきと判断される費用は補助対象経費から除外する。